最終更新日； 2026年3月24日　　凡例：■塗り…当該許可証の対象外 、○…許可あり、o…石綿含有産業廃棄物を含む、※…限定あり

会社名	許可行政	許可番号	許可年月日	有効期限年月日	事業区分	許可品目																																		
							産業廃棄物																						特別管理産業廃棄物											
																																	特定有害産業廃棄物							
						一般廃棄物	(1) 燃え殻	(2) 汚泥	(3) 廃油	(4) 廃酸	(5) 廃アルカリ	(6) 廃プラスチック類	(7) 紙くず	(8) 木くず	(9) 繊維くず	(10) 動植物性残さ	(11) 動物系固形不要物	(12) ゴムくず	(13) 金属くず	(14) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(15) 鉱さい	(16) がれき類	(17) 動物のふん尿	(18) 動物の死体	(19) ばいじん	(20) 令第2条第13号に該当する廃棄物	（水銀使用製品）	（水銀含有ばいじん等）	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉱さい	廃石綿等	燃え殻	ばいじん	廃油	汚泥、廃酸又は廃アルカリ
エコシステム秋田	秋田県	00521004299（優良）	令和5年6月10日	令和12年6月9日	中間処理（固化）		○	○											○	○	○				○	○																
					中間処理（中和）			○		○	○																														
					中間処理（破砕）							○	○	○	○			○	○	○		○																			
					中間処理（その他）		○	○											○	○	○				○	○																
					中間処理（焼却）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○																
		00571004299（優良）	令和4年8月30日	令和11年7月21日	中間処理（固化）																														○※		○※	○※			
					中間処理（中和）																								○	○											○※
					中間処理（その他）																														○※		○※	○※			○※
					中間処理（焼却）																								○	○	○	○※					○※	○※		○※	○※	○※	○※
	環境大臣	2003261	令和2年3月26日	－	無害化処理（焼却）																												○※	○※	○※								